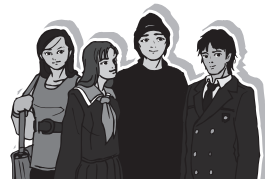


～少年とともに～



研修会「子どもの『世界のとらえ方』を知る!」実施報告

三本松 美樹（69期） ●Miki Sanbonmatsu

1 はじめに

子どもの権利に関する委員会は、平成29年9月27日に、国立成育医療研究センター・こころの診療部の医師である三木崇弘先生を招聘し、「子どもの『世界のとらえ方』を知る!」と題する研修会を行った。

当会では、子どもの人権に関する無料の電話・面接相談窓口（キッズひまわりホットライン）を開設し、相談を受け付けている。子どもに関する相談には、根底に発達障害や、愛着障害の問題を抱えている場合もあり、弁護士としてどのように対応すべきか戸惑うこともある。そこで、発達障害や不登校の問題を専門に研究されている三木先生に、問題を抱える子どもが何を思って行動しているのか、心理・発達という切り口から、実際の事例紹介も交えつつ講演していただいた。

2 児童心理について

まずは、「人は発達課題を乗り越えることで発達し続ける」（ライフサイクル）という発達心理の観点から、児童心理について説明をしていただいた。

乳児期は、主に母親との関係で、世界に対する信頼を持てるかという課題を乗り越えることになる。乳児の感情は、快・不快しかなく、視覚が未発達であることから、不快を泣

いて知らせ、これに応答してもらえることで、この世界に対しての居心地のよさと基本的な信頼感を感じ取っていく。この「まあどうにかなるだろう」という感覚は、成長して苦境から立ち直る際の役割を担うことになる。

次に、幼児期前期（2歳から4歳）である。排泄など自分の生活をコントロールできるという姿勢、すなわち自分の意思が出てくるのがこの時期である。その後、幼児期後期（4歳から6歳）には、自分の外側のものに対して積極的に興味を持つようになる。この時期は、子どもの意思を尊重することが重要であり、大人が子どもの自主性を阻害し、過剰に管理してしまうと、子どもは意欲を失い消極的になっていってしまう。いわゆる「指示待ち族」の原因の一端はここにあると言われている。

学童期（6歳から12歳）になると、幼児期に獲得した自主性によって物事に挑戦し、達成感を得ることで、自己肯定感の土台を育んでいく。青年期（13歳から22歳）には、アイデンティティを獲得していく（もっとも、最近では30歳前後であっても、獲得できていない人が多くなっているとも言われている）。ここでは、自己を肯定できることが着地点であり、これを獲得することによって、自分にとって他人にとっても誠実であること、人としての安定感を得られるようになる。

3 問題少年の背景について

問題を起こす少年には、必ず背景があり、その原因は、①発達障害、②愛着、③感情コントロール、④環境にあると考えられるという。①発達障害は、先天的なものであるのに対し、④環境は、後天的なものである。②愛着は、親との関係で生じる問題であり、後天的な要因とも言えるが、先天的な要因にも位置付けられる。

(1) 愛着とは、子どもとその親（親でなくてもあり得る）の情緒的な結びつきであり、遺伝的に組み込まれているものである。これは一種のシステムと言え、これがしっかり稼働することで、親が反応する。そして、この親との関係性が、基本的な人間関係の方法論としてのベースとなっていくと考えられている。

愛着にもタイプがあり、親が子どものサインに気づき適切な反応をしている安定型、親が子どもに対して否定的な対応をしていたり、スキンシップが不足することにより生じる不安回避型、子どものサインに気づけなかったり、子どもに対して一貫性に乏しい反応をしてしまうことで生じるアンビバレント型、虐待や親の人格障害等で情緒不安定であることにより子どもも情緒不安定になる無秩序型がある。これは、成人になってからの愛着にも影響していると考えられる。安定型は、人から愛されているという安心を得ているため、自己価値への信頼があり、安定した対人関係を築ける一方で、不安回避型は、愛着対象を信頼できず、人に期待しなくなる傾向がある。アンビバレント型は、人との親密さへの渴望から、束縛したり、他者の評価を過度に重視したりする傾向にある。また、無秩序型は、他者からの拒絶を恐れ、そもそも人と親密になることを避ける傾向にある。

愛着の問題は、行動に出ると困ることも多いが、本人たちには理由があってそのような行動をとっているということを理解する必要がある。(2) 感情コントロールとは、感情自体をコントロールするのではなく、感情によって引き起こされる問題行動をコントロールするという問題である。問題行動は、不安や恐怖、不快な感情を抱いたときに、それを解消すべく防衛反応として引き起こされる。そのため、自己の不安感等を他者に受け止めてもらえることでその不安感等を解消することができ、それにより問題行動をコントロールできるようになる場合がある。また、子どもの良いところだけに焦点を当て褒め続けることは、時として子どものネガティブな感情を否定することにつながり、子どもがネガティブな感情を抱くことへの罪悪感から自分の感情に蓋をしてし

まうことがある。この場合、子どもは自分の感情を抱えきれなくなり、突然の問題行動につながる危険がある。例えば、優等生が万引きをしてしまうケースなどが典型例と言える。

大人は、一般的に子どもの感情と行動を区別せず、問題行動があればそれに至った感情についても否定してしまう傾向がある。しかし、あくまで、感情と行動に対する評価は別にとらえ、問題行動を起こした理由にきちんと耳を傾け、その感情は認めた上で、気持ちは理解できるけれど、その行動はよくなかったと分けて考えることが重要である。

(3) 子どもを取り巻く環境も、子どもの発達に影響を与える。その環境の中に、子どもの「居場所」があることはとても重要である。子どもの世界は狭く、地域・家庭・学校に限定されてくる。この中のどこか1つにでも居場所があれば、何か問題が生じたとしても、子どもはどうか立ち直っていける。また、家庭内の文化（両親の態度・行動）や、学校の文化（荒れている・いじめがあるなど）は子どもの行動に影響を与える。

4 発達障害一般について

発達障害は、ASD（自閉症スペクトラム障害）、ADHD（注意欠如多動性障害）、そしてLD（学習障害）の大きく3つに分けられる。

ASDの特徴は様々あるが、杓子定規で、こだわりが強く、想像力がないことが多い。そのため、他人の感情を想像できず、うまくコミュニケーションが取れなかったり、物事が予定どおりでないと対応ができなかったりする。また、感覚過敏なことも多く、この点がトラブルにつながる場合もある。

ADHDは、前頭前野の障害によって引き起こされる。特徴としては、落ち着きがない、そわそわするなどの多動性、待てない・思い付きで行動するなどの衝動性、集中力の拡散があるなどの不注意が挙げられる。前頭前野の発達により、思春期ごろからは多少落ち着くようになると言われる。

LDには、読字障害・書字表出障害・算数障害がある。それ自体がトラブルの直接の原因に

なることは少ないが、ほかの子に比べて勉強ができないことによって、自尊心・自己効力感が低下し、トラブルになる要因になり得る。

発達障害は全体的に、上記に挙げた症状はあつたりなかったりするもので、また発達早期にその症状がみられるのが特徴である。したがって、成長してから上記のような症状が表れるとすれば、発達障害ではなく、虐待等の環境的な問題が背景にあると疑われる。

5 医師と弁護士のかかわり

弁護士が医師に診断書や意見書を依頼することがあるが、医師側としては、どの程度情報開示しているのか、資料がどのように使用され、どのような影響力を持つのか、また、本当に子どものためなのかが分からないことが多い。そこで、弁護士が医師に協力を仰ぐ場合には、話を医療とつながる範囲に限定し、

子どもの話にフォーカスし、医師と信頼関係を築くよう努めてほしいということである。

6 最後に

問題を抱える子どもとの向き合い方についてアドバイスをいただいた。それは、「本気で向き合い、嘘はつかずに、一生懸命に語ること」。おそらく、本人も、悪いことをしたということは自覚しているはずであるから、行動を責めるのではなく、子どもの気持ちに重点を置くことが重要である。

「子どもの見方を知ることによって、味方になる」と三木先生はおっしゃっていた。

子どもに関する法律問題を解決するにあたっては、まずは、子どもの本当の気持ちをしつかりとヒアリングし、受け止めることが、弁護士としてできる「子どもの世界を知る」第一歩ではないだろうか。 ■

中学2年生の強盗致傷事件?

中原 隆文 (65期) ●Takafumi Nakahara

1 捜査段階における活動

本件は、少年(当時14歳・中2男子)が、スーパーで菓子等を万引きして逃走中、これを目撃し追跡してきた近隣住民を殴打する等の暴行を加えて負傷させた事案である。勾留時の罪名は、「強盗致傷」であった。

私は、勾留決定当日に国選弁護人に選任され、少年と接見した。その際、少年は、小声で自ら多くを語らなかつたこと等から大人しいタイプの子だな、という印象を持った。接見の中で、暴行態様が被疑事実と一部異なることが分かり、少年の行為は窃盗・傷害にすぎないのではないかと疑問を抱いた。他方、少年の話によると、少年は母と暮らし、近くの公立中学校に

毎日通学していたが、問題行動を起こしたためサッカー部の活動に参加できずに、放課後は主に同じ学校の友人と遊び、その中で万引き、喫煙等の問題行動もしていた。接見を終えるとすぐに母に連絡したが、母からは、休みを全くとれないほど仕事が多忙で面会に行く暇がないと言われ、監護状況に不安を覚えた。私は、家庭では母のかかわりが不十分で、学校では部活ができなくなった等の要因から、不良交友に浸る中で本件に至ったのではないかと考えた。

しかし、数日後、母から退職したとの連絡が入り、家庭訪問をして話を聞くことができた。母は、最近仕事ばかりで少年との交流が不足していたことを反省し、今後しばらく仕事を控えて、祖父母の支えを受けながら少年との交流を深めていきたいと話していた。また、少年が小学生の時「ADHDの疑いがある」との診断を受けており、問題行動を繰り返したために学校から区の教育相談室に行くよう促され、臨床心理士による面接の予約をしていたところで本件が発生したことや、少年が友人に万引きをするよう要求されて、したこ

とがあったことなどが分かった。

その後も接見を重ねていくと、少年は、これまでの生活を振り返り、母の指導を聞き、門限を守ること等を約束するようになったが、不良交友の中での問題行動を改善するためどうすればよいかについては、同じ友人たちと「悪いことをしないで遊べばいい」と言い、その友人たちが悪いことをする可能性にまで考えが及んでいなかった。少年が今もADHD等を抱えているのかは分からなかったものの、面会時の印象等からみて、少年はコミュニケーションのとり方に何らかの問題があり、問題行動をすること等により友人たちとつながっていたのではないかと考えた。

被害者とは早期に連絡がとれ、勾留延長前に、母とともに被害者方に面談に赴いて謝罪し、被害弁償を申し出、翌日に宥恕文言付きでの示談が成立した。また、被害者からも被害当時の状況を聞くことができ、それを踏まえて検察官に送致罪名に関する意見書を提出した。

2 家裁送致後の活動

少年は、20日間の勾留を経て、窃盗、傷害の非行名で家裁送致された。観護措置の審問に先立ち、保護者とともに家庭裁判所に赴き、意見書の提出や裁判官との面談をしたが、観護措置を取られることとなり、私は国選付添人に選任された。私は、通りがかりの人に対する悪質な悪戯等、それまで把握していた以上の問題行動があったことを知り、観護措置の判断においてもその点が重視されたのではないかと考えた。

翌日、観護措置に気を落としているのではないかと心配しながら少年鑑別所に面会に行ったが、少年は鑑別所で運動の時間に好きなサッカーができることを楽しみにしており、今までより生き生きしているように感じた。

数日後、法律記録を閲覧するとすぐ担当調査官に面談を申し入れ、少年の問題点等を率直に伝え、発達上の特性が明らかとなるよう期待した。後に鑑別所で精神科医の診察がなされた。診断内容は、ADHDではなく「自閉症スペクトラム障害の疑いがある」であった。

また、審判後、少年が学校関係の記録等か

ら学校に受け入れられるか案じたので、中学校を訪問して教員と面談した。担任、生徒指導担当の教員や校長等から、少年のそれまでの問題行動や友人関係等を聴取し、学校としては部活動から排除するつもりでないことも読み取れた。私たちの面談の後、教員が少年に面会して学校、部活動の受け入れ姿勢を少年に示してくれたことが分かった。

少年とは面会を重ねていたが、被害者の心情を理解することはできてきたものの、友人関係に対する認識がなかなか変わらず、「自分が反省したからほかの子たちも悪いことをしない」と言っていた。この点は調査官からも指摘があり、母親も同じことを気にかけていたようで、それぞれから、友人たちは少年と異なり、鑑別所でじっくりと振り返りができているわけではないので、友人たちとの関係もこれまでと変わらない、学校に戻ったらそのような友人たちがいる中で、今少年が考えているような勉強・部活を中心とした生活を送り、友人たちから何を言われても悪さをしないようにさせなければならぬのだということを考えさせた。そこで、面会の際に、友人関係について考えを深めるよう促していった。さらに、教員の面会の効果もあり、審判直前の面会では友人関係上の問題に気づいてくれた。私は、意見書や調査官・裁判官とのカンファレンスで、このような少年の変化等を指摘した。

3 審判期日

審判では、傷害結果の生じた原因と少年の暴行とが整合せず、暴行との因果関係がないとして、窃盗・暴行に認定替えとなった。少年は、審判で、友人関係を見直し、部活に戻って頑張ると言い、母も区の教育相談室等の助言を受け対応すると述べた。また、教員も審判に出席、発言してくれた。審判結果は、保護観察（一般）であった。少年は、元気よく家庭裁判所から帰っていった。

中学2年生の強盗致傷事件というと驚くかもしれないが、ほかの事件と同様に地道な活動を根気よく続けてよい方へ向かった事案だと考えるので、ここに報告する。

■